

学校給食による集団食中毒 再発防止対策が決まりました

市は、今年2月に発生した学校給食に起因する集団食中毒を受け、「立川市学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策検討委員会」を設置するなど、再発防止対策を検討してきました。

同委員会からの提言を3月10日に受け、市は3月13日に再発防止対策をまとめ、これを徹底するとともに、多摩立川保健所の最終確認を受けました。

これにより学校給食の安全が確保できると判断し、3月21日から共同調理場からの学校給食の提供を再開することを決定しました。

市は、安全・安心な学校給食を提供するため、今後も再発防止に向けた対策を徹底していきます。

再発防止に向けた主な対策

同委員会は、学識経験者や専門家5人で構成され、3月2日～8日の間に3回にわたって対策を検討してきました。同委員会からの提言を受け、市は次のような対策をまとめました。

● **衛生管理** 調理従事者にトイレの使用方法や手洗いを一層徹底するとともに、調理従事者が嘔吐した場合の対策やコミュニケーションなどを行います。

● **食材料の調達** 原材料、加工地、成分分析等を証明する書類に加え、製造工程表や製品の納入工程図等の書類を、書式を統一して納入事業者から提出を求めます。

● **調理工程** 共同調理場において、

ては、安全性を確認した食材料についても、加熱調理や洗浄・消毒をすでに行っています。さらに徹底を図ります。

● **被害に対する補償を行います** 食中毒で被害に遭った児童等に対しては、直接の原因となった「キザミのり」の製造業者の責任で補償等の対応をしていくことになりました。くわしい内容については、学校を通じて案内しています。

● **立川市学校給食課管理係・内線6812**

臨時福祉給付金(経済対策分)

4月3日(日)から申請の受付が始まります

臨時福祉給付金(経済対策分)は、消費税率引き上げによる影響を緩和するために給付するものです。給付対象と見込まれる方には、3月31日(金)に申請書を発送します。同封されている返信用封筒(切手不要)で申請書を郵送していただくか、直接、臨時受付窓口(市役所2階210会議室)で申請してください。くわしくは同封のチラシをご覧ください。

● **対象** 次の全てに該当する方 ▶平成28年1月1日時点で立川市に住民登録のある方 ▶平成28年度の市民税・都民税の均等割が非課税の方(課税されている方の扶養親族として届け出ている場合や生活保護を受給している場合は対象外です)

● **給付額** 1人15,000円(1回限り)

● **受付期間** 4月3日(月)～7月31日(月)

● **給付時期** 5月下旬以降(申請した月の翌月下旬)

立川市臨時福祉給付金コールセンター ☎(595)6022 [午前9時30分～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く)]



桃色の封筒でお送りします

⚠ **臨時福祉給付金を装った振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください**

男女平等参画社会を実現するために

市は、男女が互いに尊重し、平等にいきいきと暮らす社会を実現するために、市民委員や市民企画事業を募集しています。

男女平等参画課 [〒190-0012曙町2-36-2 女性総合センター5階] ☎(528)6801 Fax (528)6805 E-mail danjobyoudou@city.tachikawa.lg.jp



男女平等参画推進審議会 市民委員を募集

男女平等参画を推進する計画の実施状況等について審議する市民委員を募集します(保育あり。1歳～学齢前)。

▶ **対象** = 1月1日現在、市内在住の20歳以上で主に平日夜間(月1回程度)の会議に出席できる方 ▶ **募集人数** = 4人以内(選考) ▶ **任期** = 任命の日から2年 ▶ **謝礼** = 1回10,800円 ▶ **応募方法** = 4月23日(日)(必着)までに「市民委員応募」、住所、氏名、年齢、性別、電話番号と「男女平等参画社会を推進するために必要だと考えること」(400字～800字)を書いて、郵送、ファクス、Eメールで男女平等参画課へ



情報紙「アイム」 編集委員を募集

男女平等参画社会の実現に向けて年1回発行する情報紙「アイム」の編集委員を募集します。12月の発行(予定)までに10回程度開催する編集会議に参加し、紙面の企画・編集や取材・執筆を行います(保育あり。1歳～学齢前)。

▶ **対象** = 4月25日現在、20歳以上で市内に引き続き3か月以上在住の方 ▶ **募集人数** = 5人(選考) ▶ **任期** = 任命の日から平成30年3月31日まで ▶ **謝礼** = 13,000円以内(参加状況等による) ▶ **応募方法** = 4月10日(月)～25日(火)(必着)に、「編集委員応募」、住所、氏名、年齢、電話番号と、「男女平等参画社会を推進するために必要だと考えること」(400字～800字)を書いて、郵送、ファクス、Eメールで男女平等参画課へ

市民企画活動事業 を募集

男女平等参画社会の実現に向けた講座やワークショップなどの事業の企画を募集します。平成28年度は育児休業中の方を対象とした講座や、護身術、文章講座など24の事業を実施しました。採用されると講師謝礼、印刷、保育にかかる費用を予算の範囲内で補助します。

▶ **対象** = 主体的に事業を企画し、運営できる5人以上の団体(半数以上の方が市内に在住・在勤・在学) ▶ **応募方法** = 4月28日(金)までに、男女平等参画課で配布する用紙(市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を書いて直接男女平等参画課へ